

# 令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ～スケジュール編～

## 年末調整手続の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



## スケジュール例(令和2年12月まで)

※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応 パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット ★年調ソフト プロトタイプ公開		★マイナポータル連携 接続テスト開始		★年調ソフト公開 ★マイナポータル連携 サービス開始		

### 〔勤務先側の準備〕

従業員へ マイナンバー カード取得依頼		→									
実施方法の検討	勤1	→									
給与システム の改修等	勤2	→									
税務署への届出	勤2	→									
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1							→			
年税額計算 ・精算処理	—									→	

### 〔従業員側の準備〕

マイナンバー カードの取得		→										
年調ソフトの取得 <sup>※</sup>	従1								→			
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2	(従2パンフレットについては近日中公開予定)								→		
控除証明書等 データの取得	従1								→			
控除申告書データ 作成・提出	従3								→			

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、以下のようなメリットがあります。

### 勤務先のメリット

#### 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。

#### 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。

#### 3 従業員からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。

#### 4 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

### 従業員のメリット

#### 1 控除額等の記入・手計算が不要

これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。

#### 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。

#### 3 データ提出なら押印が不要

データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。

#### 4 勤務先からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

Q：年調ソフトとはなんですか？

A：年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手続の際に従業員が作成する年末調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。（令和2年10月から利用可能予定）

Q：マイナポータル連携とはなんですか？

A：マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手続の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元バーコードからご覧ください⇒



国税庁  
（法人番号7000012050002）



# 令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ～実施方法検討・周知編～

## どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実施方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等（次ページ案1、案2の場合のみ）、④税務署への届出があります。このパンフレットでは、このうち①実施方法の検討及び②従業員への周知についてお知らせします（③、④については「システム改修・届出編（勤2）」をご覧ください。）。

## ① 実施方法の検討



Q：ところで、年末調整を電子化するとどう変わるのですか？

A：年末調整手続の電子化により、書面での年末調整に比べ、以下の点が変わります。

### ○ 年末調整手続の電子化により変わること

	書面での年末調整の悩み	電子化した場合
用紙配付	【勤務先】 従業員に控除申告書の用紙を配付しなければならない。遠隔地にいる従業員には郵送などが必要。	従業員に年調ソフトを取得し、データで提供するように指示します。
控除申告書の作成・提出	【従業員】 氏名など、毎年同じ内容を手書きすること及び申告書押印に負担感がある。一方で毎年税制改正等により記載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない。	年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。 年調ソフトで作成した提出データを勤務先に提供する場合、押印が不要となります。
	【勤務先】 従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺される。	
	【従業員】 保険料控除証明書の各項目を転記することが負担となる。また、控除額の計算もしなければならない。	控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 なお、マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
	【従業員】 遠隔地に勤務する従業員は、作成した書類を郵送しなければならないと、時間と手間がかかる。記載誤りがあれば再提出が必要な場合も生じる。	給与担当者等にメールで提出します。
チェック・検算	【勤務先】 保険料控除証明書などの添付書類について、正しく転記されているか確認しなければならない。	従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
	【勤務先】 記載された控除額について計算誤りがないか検算しなければならない。	年調ソフトで控除額を自動計算しているため、検算不要です。
	【勤務先】 検算を終えた控除額について、一人分ずつ給与システムに入力しなければならない。	従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。 (給与システムの改修等が必要です。詳しくは「システム改修・届出編（勤2）」をご覧ください。)
保管	【勤務先】 提出された控除申告書は7年間保存する必要があるため、保管コストが発生する。	データで提供されるため、保管コストが削減できます。



Q：年末調整を電子化するといっても、どこをどうすれば効率化できるのでしょうか？

A：年末調整手順の電子化は次の2つにより効率化を図るものです。両方とも対応できれば最も効率化されますが、一部の対応となっても一定の効率化効果は得られます。具体的には以下をご覧ください。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得すること
- ② 従業員が年調ソフトを利用して作成した控除申告書をデータのまま提供させること

		① 従業員の控除証明書等の取得方法	
		データ取得	ハガキ等取得
② 提供 (提出) 方法	データ 提供	案 1 データ取得・データ提供	案 2 ハガキ取得・データ提供
	印刷 提出	案 3 データ取得・印刷提出	案 4 ハガキ取得・印刷提出
	手書き 提出	【書面(手書き)での年末調整】	



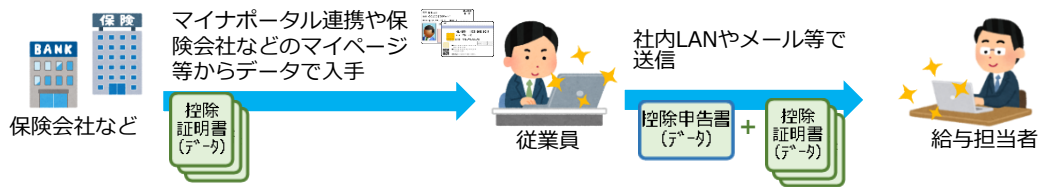
○ 上記案ごとの利便性向上内容 (○…利便性向上 △…一部のみ利便性向上 ×…従来通り)

	書面での年末調整の悩み	実施方法案			
		案 1	案 2	案 3※	案 4
用紙 配付	【勤務先】 従業員に控除申告書の用紙を配付しなければならない。 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要。	○	○	○	○
控除 申告書 の 作成・ 提出	【従業員】 氏名など、毎年同じ内容を手書きすること及び申告書 押印に負担感がある。一方で毎年税制改正等により記 載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない。	○	○	○	○
	【勤務先】 従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺される。				
	【従業員】 保険料控除証明書の各項目を転記することが負担とな る。また、控除額の計算もしなければならない。	○	△ (控除額は 自動計算)	○	△ (控除額は 自動計算)
	【従業員】 遠隔地に勤務する従業員は、作成した書類を郵送しな ければならず、時間と手間がかかる。記載誤りがあれ ば再提出が必要な場合も生じる。	○	△ (控除証明書 等は郵送)	×	×
チ ェ ッ ク ・ 検 算	【勤務先】 保険料控除証明書などの添付書類について、正しく転 記されているか確認しなければならない。	○	×	△ (転記は確認 不要)	×
	【勤務先】 記載された控除額について計算誤りがないか検算しな なければならない。	○	○	○	○
	【勤務先】 検算を終えた控除額について、一人分ずつ給与シス テムに入力しなければならない。	○	○	×	×
保 管	【勤務先】 提出された控除申告書は7年間保存する必要があり、 保管コストが発生する。	○	△ (控除証明 書等のみ書面 で保管)	×	×

※ データで取得した控除証明書等について、従業員に「QRコード付き控除証明書」を作成し、提出してもらう必要があります。

# 案1 従業員がデータで取得・システムで作成したデータを提出

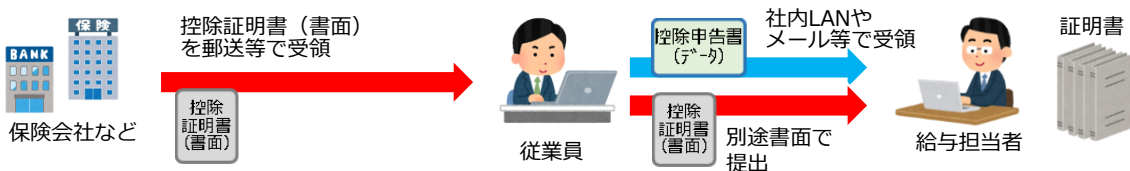
利便性向上  
ナンバー1



## 【導入方法】

- ① 従業員に、各自の控除証明書等をデータで取得するよう依頼する。
- ② 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ③ ①で取得したデータを②の年調ソフトにインポートして控除申告書を作成するよう依頼する。
- ④ ③で作成したデータを給与担当者がインポートして使用できるよう、給与システムの改修等を行う。

# 案2 従業員がハガキ等で取得・システムで作成したデータを提出



## 【導入方法】

- ① 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ② 従業員に年末調整の際に、①で作成したデータの送信及び保険会社等からの「控除証明書(書面)」の提出(又は提示)を依頼する。
- ③ ②で作成したデータを給与担当者がインポートして使用できるよう、給与システムの改修等を行う。

# 案3 従業員がデータで取得・印刷した書面を提出



## 【導入方法】

- ① 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ② 従業員に、控除証明書データについて、国税庁ホームページの「QRコード付き控除証明書作成システム」(最終ページ参照)で「QRコード付証明書」を出力の上提出(又は提示)するよう依頼する。

# 案4 従業員がハガキ等で取得・印刷した書面を提出



## 【導入方法】

従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。

Q : 案1、案2の「給与システムの改修等」では具体的に何をすればよいですか。  
A : 給与システムの改修等については、「システム改修・届出編(勤2)」をご覧ください。

Q : マイナポータル連携や年調ソフトの導入に当たって留意すべき点がありますか。  
A : 勤務先のシステムによりますが、「導入時セキュリティ編(勤3)」をご覧ください。

## マイナポータル連携

マイナポータル連携とは、従業員が年末調整控除申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

詳しくは国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご覧ください⇒



## QRコード付控除証明書

QRコード付控除証明書とは、保険会社等から交付された電子的控除証明書を利用して、e-Taxホームページの「QRコード付証明書等作成システム」により作成したQRコード付の控除証明書（PDFファイル）を出力した書面のことをいいます。

詳しくはe-Taxホームページ「QRコード付証明書等作成システム」をご覧ください⇒



## ② 従業員への周知

年末調整手順の電子化に当たっては、従業員に対し、これまでハガキ等で受領していた保険料控除証明書等をデータで受領するよう周知していただく必要があります。

従業員が控除証明書等データを取得するには主に以下の2つの方法があります。

- 1 「マイナポータル連携」により一括取得する方法 ※ 必要な準備は、今後のマイナポータルの開発等により変更となる場合があります。

従業員に以下の点について、年末調整控除申告書作成の時期までに終わらせるよう周知してください。

なお、初回手続をすれば、翌年以降は以下の準備は不要です。

### イ マイナンバーカードの取得及び読み取り機器の準備

マイナポータル連携には、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを読み取るため、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン等が必要です。



### ロ マイナポータルの開設及び民間送達サービスの連携

マイナポータルにアクセスし、利用者登録をします。また、マイナポータルから、「もっつつながる」機能を利用して、民間送達サービスのアカウントを開設します。

### ハ 保険会社等へ民間送達サービスのアカウントの登録

従業員各自から契約の保険会社等へ上記ロの民間送達サービスの利用者IDを登録するなど、控除証明書等データが民間送達サービスに届くように設定します。

※マイナポータル連携の従業員の方への周知については、「マイナポータル連携準備編(従2)」(作成中)をご利用ください。

## 2 保険会社等のいわゆる「お客様ページ」から取得（ダウンロード）する方法

従業員が各自で契約している保険会社のホームページ等にアクセスし、控除証明書等データをダウンロードします。

詳しいダウンロードの方法については従業員が各自で契約している保険会社等のホームページで確認するよう伝えてください。

Q：控除証明書について、マイナポータル連携を利用した場合とお客様ページから取得した場合とで、その後の勤務先の事務として何か違いはありますか？

A：提出された控除申告書データには変わりありませんので、事務に違いは生じません。ただし、マイナポータル連携を利用した場合は、お客様ページから取得する場合に比べ、複数の保険会社等から控除証明書等データをまとめて取得し、そのまま控除申告書の作成画面に反映することができますので、従業員の方一人ひとりの控除申告書作成に要する時間が短縮されることが期待できます。

Q：年末調整手順を電子化するに当たり、従業員にはいつごろ周知すればいいでしょうか？

A：従業員が「マイナポータル連携」により控除証明書等データを取得する場合、従業員がマイナンバーカードを取得するための期間や、民間送達サービスの開設のために要する期間を考慮すると、年末調整手続電子化の初年度においては、年末調整の時期のおおむね2か月前には周知していただいたほうがよいと考えられます。

# 令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ~システム改修・届出編~

## どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実現方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等、④税務署への届出があります。このパンフレットでは、このうち③給与システムの改修等及び④税務署への届出についてお知らせします（①、②については「実施方法検討・周知編（勤1）」をご覧ください。）。

### ③ 給与システムの改修等 ※ 控除申告書を従業員にデータで提出させる場合のみ改修等が必要となります。

#### 給与システム等改修項目確認フロー

あなたの会社では、年末調整の際に従業員から提出を受ける書類について、下の①、②のどちらで作成・提出させていますか。

- ① システム上で電子的に作成・提出させている
- ② 用紙を配付し、手書きで提出させている

① システム利用

② 手書き

控除申告書の用紙を配付する際、団体（扱）保険の支払金額や従業員の住所氏名などを印字して配付していますか。

- ① 印字している
- ② 印字していない

これを機に、自社の給与システム等に、従業員が年末調整申告書を作成することができる機能を追加しようと思いませんか。

- ① 追加を検討する
- ② 追加しない

① 追加を検討する

② 追加しない

パターン  
**A**

パターン  
**B**

パターン  
**C**

パターン  
**D**

各パターンにおける改修事項については次ページ以降をご覧ください。



Q：当社ではすでに独自のシステムを導入して、上のパターンAのように、従業員が提出する控除申告書もデータで提出させていますが、何か変わるのでしょうか？

A：これまで、控除申告書をデータ提出する場合でも、控除証明書等は書面で提出又は提示する必要がありました。

令和2年10月からは、控除申告書を電子データで勤務先へ提供する場合に、控除証明書等についても電子データで提供することが手当てされ、ペーパーレスで年末調整事務を行えるようになったほか、控除証明書等データを利用することにより、給与担当者の検算等のチェック事務の効率化が図られることとなりました。

区分	手続内容	紙での手続	これまでの電子化	令和2年10月以後の電子化
従業員の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	控除証明書内容を手入力	<b>自動入力</b>
	控除額の計算	手計算	自動計算	自動計算
勤務先の手続	控除額の検算	必要	不要（システムによるチェック）	不要（システムによるチェック）
	控除証明書の確認	必要	必要	<b>不要</b>
	給与システム等への取込	手入力	給与システム等にインポート	給与システム等にインポート
	書類の保存	申告書+証明書	証明書のみ	<b>なし</b>



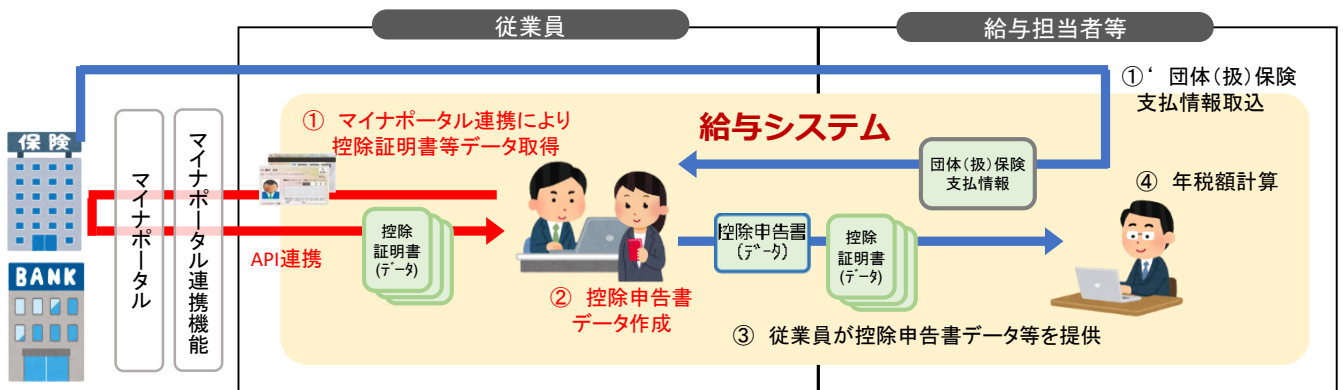
控除証明書等のチェック事務など、**バックオフィス業務の更なる効率化**が図れます。

# 給与システム等の改修ポイント

## 〔共通の留意事項〕

- ここに記載する「改修すべき機能」は一例であり、実際にはご利用の給与システム等の機能、構成等により改修すべき機能は異なります（改修箇所は赤字、赤矢印で表示）。
- 従業員がマイナポータル連携を利用する場合、ICカードリーダー又はマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。
- 図中の「マイナポータル連携機能」とは、マイナポータルに連絡されている各種情報の中から、年末調整や確定申告に必要な控除証明書等を取得するために国税庁が提供する機能です。
- パターンB、C、Dで年末調整を実施する場合には、あらかじめ勤務先が税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

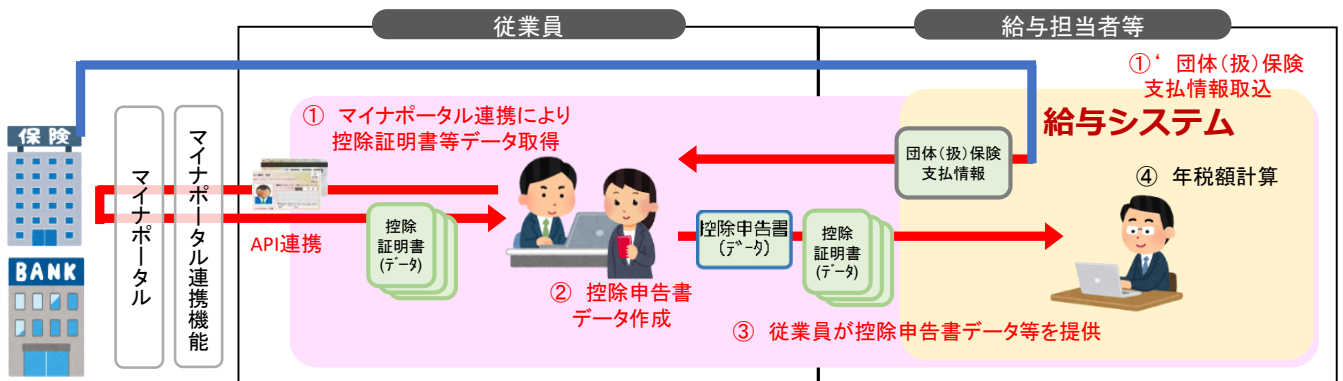
## パターンA 「マイナポータル連携機能」に接続する機能



### ○ 改修が必要な機能

- ・ 従業員が「マイナポータル連携機能」に接続し、保険会社等から控除証明書等データをAPI連携により取得するための機能（①）
- ・ 上記により取得した控除証明書等データを利用して保険料控除額及び住宅借入金等特別控除額を自動計算する機能（②）
- ※ 現在お使いのシステムに団体（扱）保険支払情報の取込機能がない場合は、併せて開発するとより利便性が向上します。（①'）

## パターンB 従業員が利用できるシステム、画面



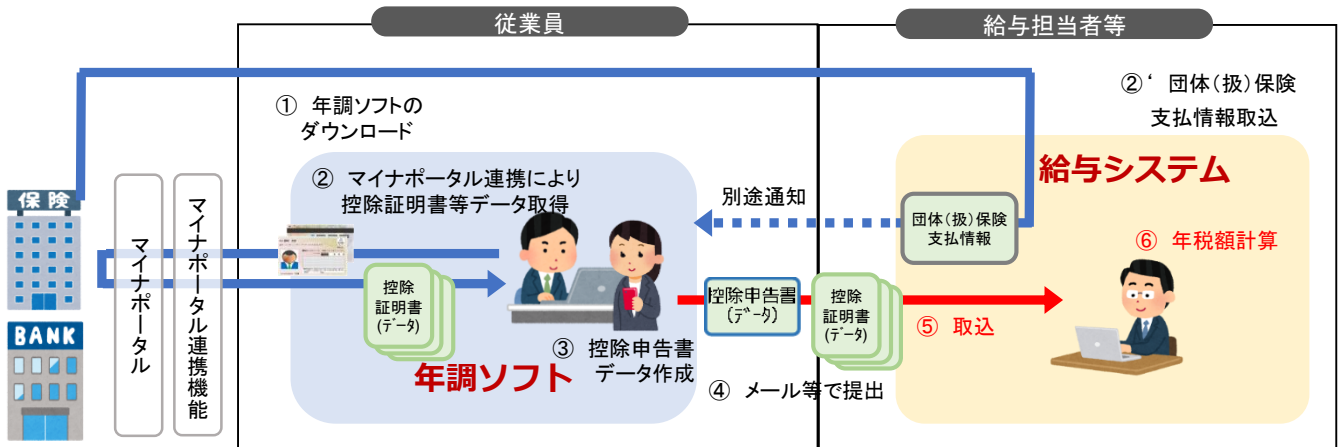
### ○ 改修が必要な機能

- ・ 従業員が年末調整に必要な情報を入力するための画面等（図のピンク色部分）
- ・ 従業員が入力する画面に、団体（扱）保険料データを表示する機能（①'）
- ・ 従業員が「マイナポータル連携機能」に接続し、保険会社等から控除証明書等データをAPI連携により取得するための機能（①）
- ・ 上記により取得した控除証明書等データを利用して保険料控除額及び住宅借入金等特別控除額を自動計算する機能及びその他の控除申告書の作成機能（②）
- ・ 従業員が提供した控除申告書データを利用して、システム上でチェックする機能（③）



# 給与システム等の改修ポイント

## パターン C 年調ソフト等で作成したデータの取込・団体（扱）保険料チェック



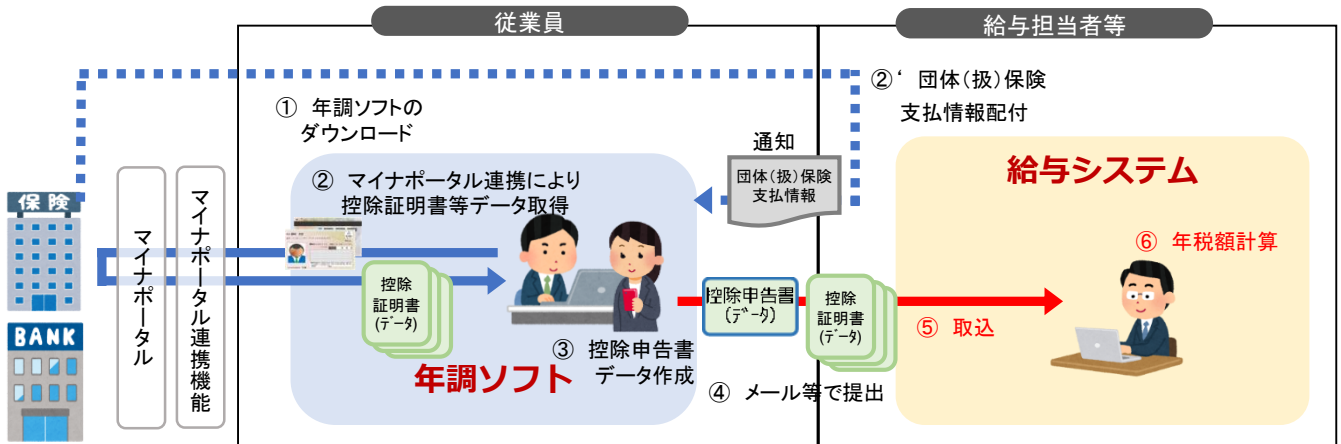
### ○ 改修が必要な機能

- ・ 従業員が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」等で作成した控除申告書等のデータを取り込み、自動チェック、年税額の計算を行う機能（⑤、⑥）
- ・ 給与システム内に、保険会社から通知された団体（扱）保険料と従業員が入力した団体（扱）保険料の額が一致しているかのチェック機能があると、勤務先における利便性がさらに向上します。（②'）

### ○ 制限事項

- ・ これまで事前に保険料控除申告書に印字していた団体（扱）保険の支払情報については、別途従業員に通知し、手入力させる必要があります。

## パターン D 年調ソフト等で作成したデータの取込



### ○ 改修が必要な機能

- ・ 従業員が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」等で作成した控除申告書等のデータを取り込み、自動チェック、年税額の計算を行う機能（⑤、⑥）

※ パターン C、D の場合は、年末調整手続の電子化について最小限の開発で対応できるような構成となっています。このため、団体（扱）保険の支払情報について電子化できないままとなっていますので、より利便性が高いパターン B の開発・改修を行うこともご検討ください。

年調ソフトとは、保険料控除申告書など、年末調整手続の際に従業員が作成する申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出するための電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償提供するソフトウェアです（令和2年10月から利用可能予定）。

## ④ 税務署への届出

年末調整控除申告書を従業員からデータで受け取るためには、あらかじめ源泉徴収義務者（勤務先）が所轄税務署長あて申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

申請書はe-Taxによる送信又は所轄税務署へ郵送若しくは窓口での提出をお願いします。

### 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書

※整理番号 〒 住所又は所在地 電話 - - (フリガナ) 氏名又は名称 法人番号 ※個人の方は個人番号の記載は不要です。 (フリガナ) 代表者氏名	
令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 第198条第2項（給与等関係） <input type="checkbox"/> 第203条第4項（退職手当等関係） に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。 <input type="checkbox"/> 第203条の6第6項（公的年金等関係）
電磁的方法の種類 次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。	電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容 次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ID）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字)
その他参考事項	(規格A4)
税理士署名押印	※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認印

年末調整手続の電子化の場合は、一番上の「第198条第2項（給与等関係）」をチェックします。

#### 【電磁的方法の種類】

従業員が作成した年末調整控除申告書データについて、メールや社内システムにより提出させる（予定の場合）は、「1」、USBメモリなどに保存の上提出させる（予定の場合）は「2」を選択します。

#### 【電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容】

従業員本人が作成したものであることを確認する方法について、提出データに電子署名を付すことを求める（予定の場合）は「1」を、ID（社員番号など）及びパスワードを付す（予定の場合）は「2」を選択します。  
 なお、社内LANや独自の給与システム等で、あらかじめID・パスワードでログインしているため本人確認ができている場合は「2」を選択します。

#### 【その他参考事項】

申請書提出時にシステム対応等が完了していない場合は、「令和〇年〇月システム対応予定」と記載します。

### 承認要件について

承認を受けるには、以下の①から③までの要件を満たす必要があります。

- ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置
- ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置
- ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

### 承認通知について

申請書は、提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、その申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

(例) 令和2年8月31日までに所轄税務署長に申請書を提出→令和2年9月30日に承認があったものとみなされます。



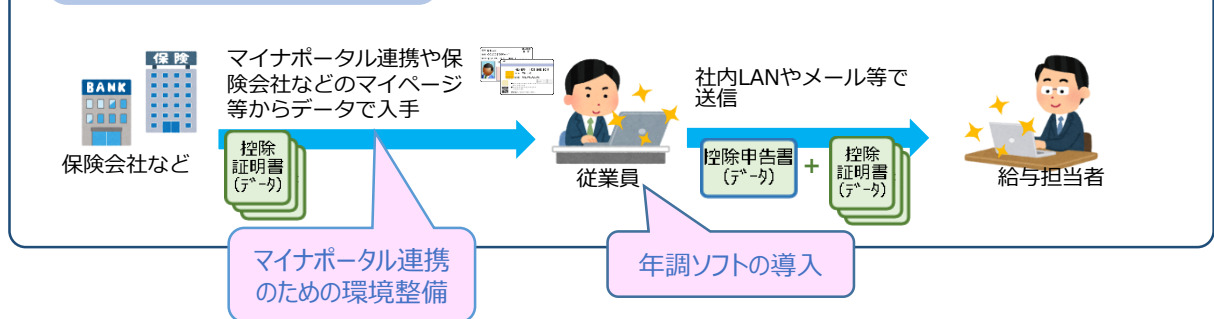
国税庁  
(法人番号7000012050002)

# 令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ～導入時セキュリティ編～

## 年末調整手続の電子化に向けた環境整備

年末調整手続の電子化に当たっては、実現方法にもよりますが、勤務先において、①国税庁作成の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）の導入、②マイナポータル連携のための環境整備が必要となります。

### 年末調整手続電子化導入例



Q：年調ソフトの導入、マイナポータル連携のための環境整備とありますが、当社はセキュリティに制限があり、年末調整手続の電子化ができるかどうか不安です。

A：セキュリティレベルは会社によってそれぞれですので一概には言えませんが、以下に記載したパターン別の「対処方法」をご検討ください。

## 電子化に係るセキュリティについて

### 導入時のセキュリティ確認フロー

従業員が控除申告書の作成を行う機器は次のうちどちらの予定ですか。

- ① 勤務先が提供するパソコン・スマートフォン等      ② 従業員自身のパソコン・スマートフォン等

↓ ① 勤務先

② 従業員 ↓

従業員に控除申告書を作成のためのソフトウェアは何を使いますか。

- ① 年調ソフト      ② 自社システム（民間ベンダーのソフトを含む）

↓ ① 年調ソフト

↓ ② 自社システム

控除証明書等データの取得方法（予定）は。

- ① マイナポータル連携  
② 会社の端末から保険会社等のサイトにアクセスしてダウンロード  
③ 自宅でダウンロードした控除証明書等データをUSBメモリ等で持ち込み

控除証明書等データの取得方法（予定）は。

- ① マイナポータル連携  
② 会社の端末から保険会社等のサイトにアクセスしてダウンロード  
③ 自宅でダウンロードした控除証明書等データをUSBメモリ等で持ち込み

↓ ①

↓ ②

↓ ③

↓ ①

↓ ②

↓ ③

パターン

A

パターン

B

パターン

C

パターン

D

パターン

E

パターン

F

パターン

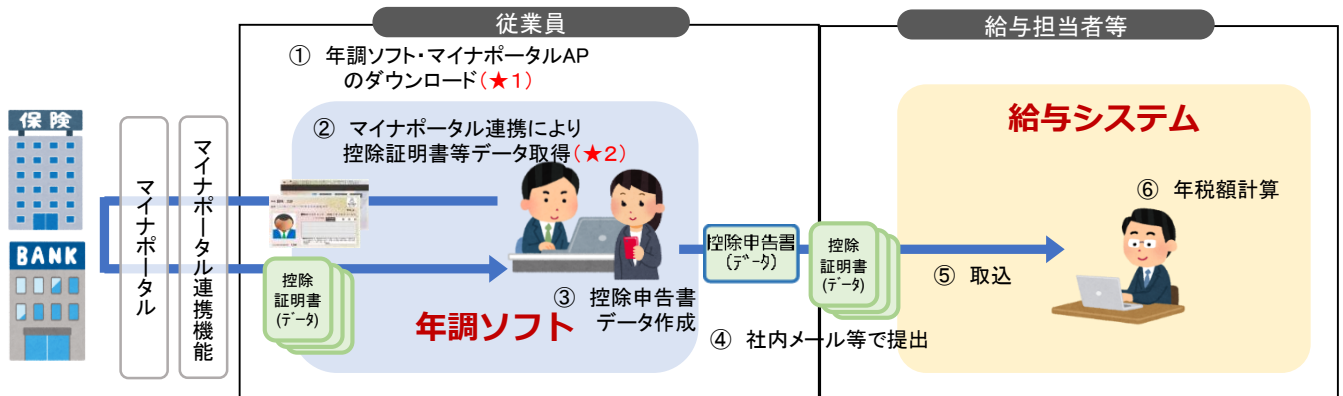
G

※ マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で自動取得する機能のことです。

# 年末調整手続電子化導入の際のセキュリティ検討ポイント

以下のパターンごとに赤字で示した部分が、年末調整手続を電子化するに当たり検討すべき「勤務先におけるセキュリティ」の例です。このようなセキュリティ規定を設けている場合は、矢印に記載した対応方法についてご検討願います。

## パターン A 年調ソフト利用・マイナポータル連携により取得



### ★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している

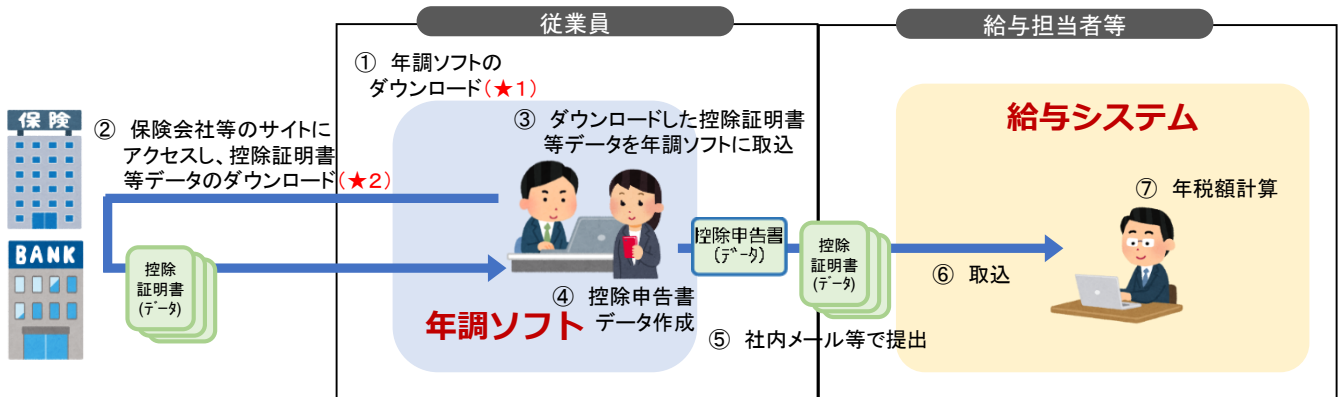
⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフト等をダウンロードし、従業員に配付することをご検討願います。

※ マイナポータルAPとは、マイナンバーカードを利用してマイナポータルへのログインや、電子申請書類への署名をする機能を提供するためのアプリケーションです。

### ★2 従業員のPCがインターネットに接続していない

⇒ 国税庁が提供する「マイナポータル等連携機能」に接続できるよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン B 年調ソフト利用・保険会社等のウェブサイトからダウンロード



### ★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している

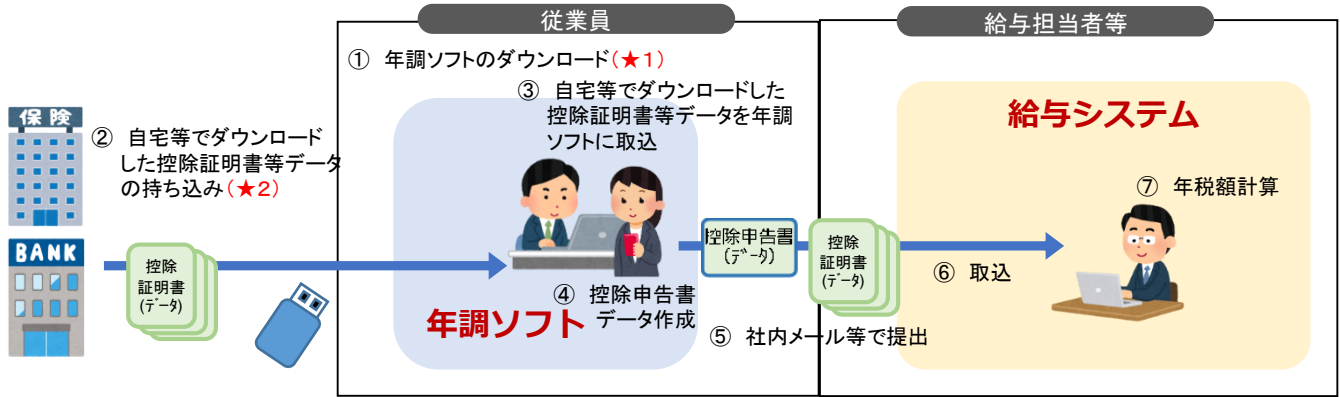
⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフトをダウンロードし、従業員に配付することをご検討願います。

※ 年調ソフトは、給与の支払者の「名称」「法人番号」「所在地」をあらかじめ登録してから従業員に配付することもできます。

### ★2 従業員のPCがインターネットに接続していない・閲覧できるウェブサイトを制限している

⇒ 保険会社、金融機関など、従業員が利用すると考えられる控除証明書等発行主体のサイトについて閲覧可能にするよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

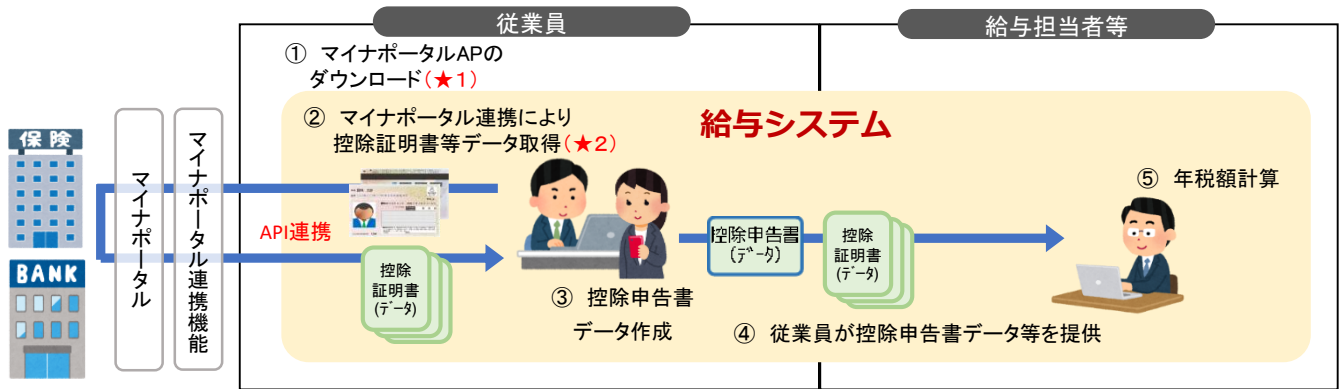
パターン C 年調ソフト利用・自宅等でダウンロードした控除証明書等を取込



★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している  
 ⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフトをダウンロードし、従業員に資源配付することをご検討願います。

★2 私物のUSBメモリ等の使用を禁止している  
 ⇒ 取得した控除証明書等データをインターネットメールで送信させることなどをご検討願います。

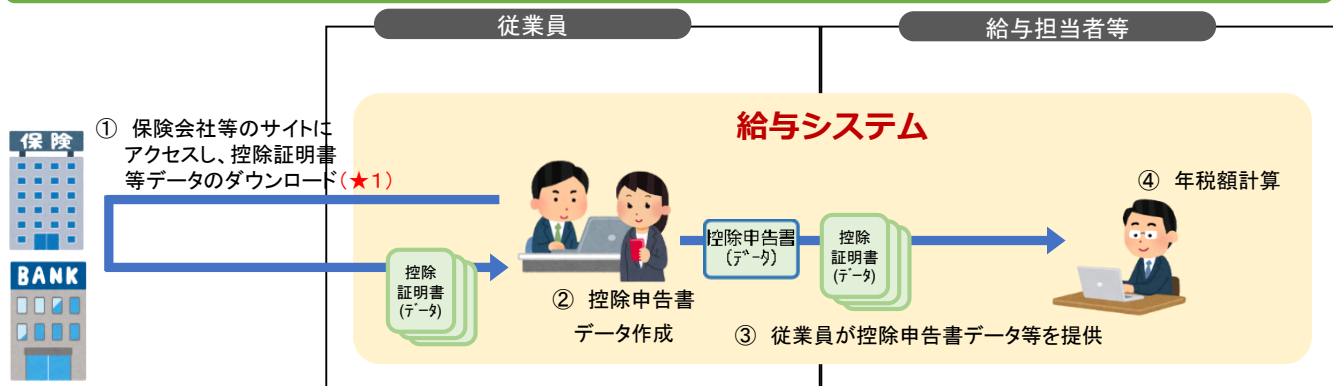
パターン D 自社システム利用・マイナポータル連携により取得



★1 従業員のPC等にマイナポータルAPが導入されていない  
 ⇒ 管理者権限を利用してマイナポータルAPを配付するか、従業員各自に同アプリケーションをダウンロードするようご指示願います。  
 ※ マイナポータルAPとは、マイナンバーカードを利用してマイナポータルへのログインや、電子申請書類への署名をする機能を提供するためのアプリケーションです。

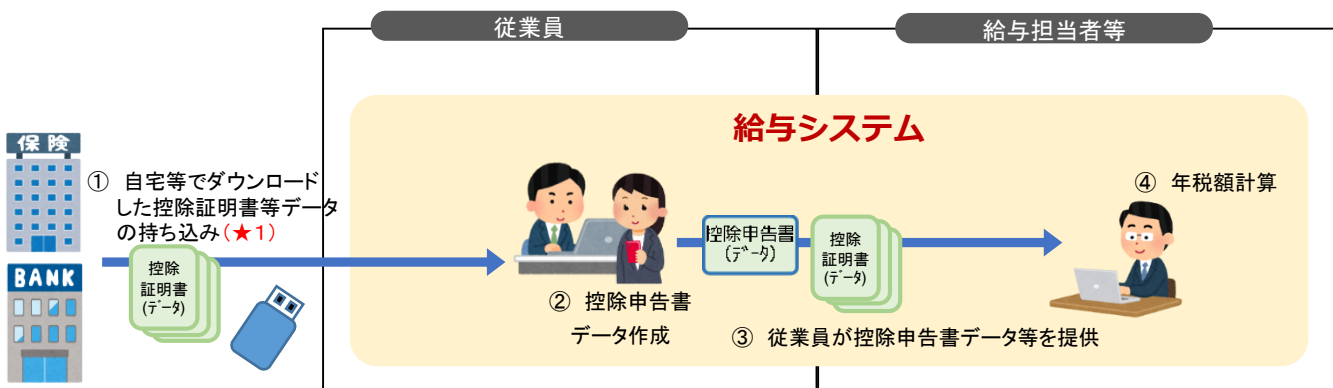
★2 従業員のPC等がインターネットに接続していない  
 ⇒ 国税庁の提供する「マイナポータル等連携機能」に接続できるよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン E 自社システム利用・保険会社等のウェブサイトからダウンロード



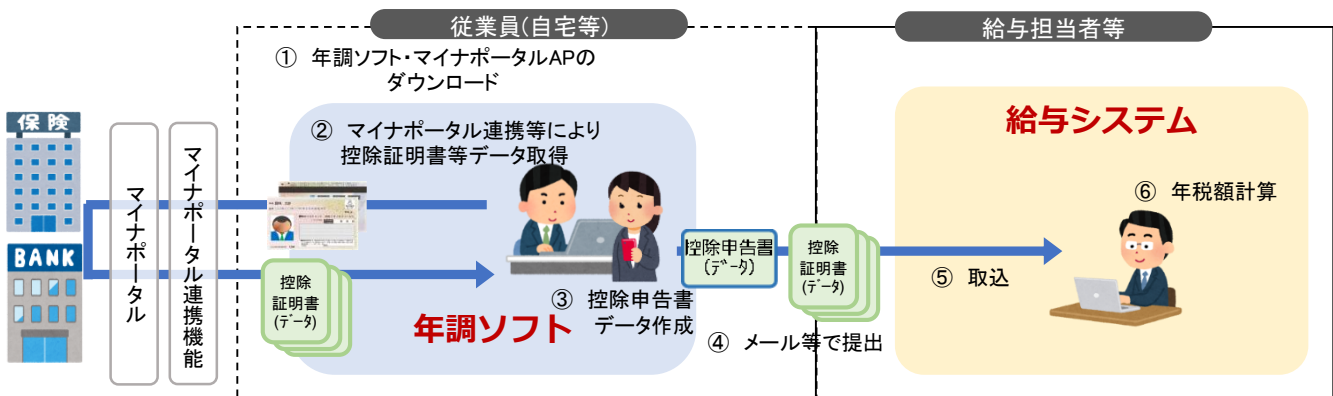
- ★1 従業員のPCがインターネットに接続していない・閲覧できるウェブサイトを制限している  
⇒ 保険会社、金融機関など、従業員が利用すると考えられる控除証明書等発行主体のサイトについて閲覧可能にするよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン F 自社システム利用・自宅等でダウンロードした控除証明書等を取込



- ★1 私物のUSBメモリ等の使用を禁止している  
⇒ 取得した控除証明書等データをインターネットメールで送信させることなどをご検討願います。

## パターン G 従業員が自己のパソコン・スマートフォン等で作成



- ※ セキュリティ上の問題点は特段ありませんが、④のメール等で提出の際に、従業員から提出される控除申告書データについては電子署名を付すかパスワードをかける必要があります。



国税庁  
(法人番号7000012050002)